【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年 6 月26日

【会社名】 株式会社 トリドール

【英訳名】 Toridoll.corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 粟田貴也

【本店の所在の場所】 兵庫県神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号

【電話番号】 078(200)3430(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 小 畠 義 昭

【最寄りの連絡場所】 兵庫県神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号

【電話番号】 078(200)3430(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 小 畠 義 昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成21年6月26日開催の当社第19期定時株主総会の決議に基づき、平成21年6月26日開催の取締役会において当社の取締役、監査役および従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1. 銘柄

株式会社トリドール第1回新株予約権証券

2.新株予約権の発行数

2,007個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、下記5.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

3.新株予約権の発行価格

無償とする。

4.発行価格の総額

未定

5.新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式2,007株とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを えない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を 調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権 の目的たる株式数とする。

6 . 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 未定(注)

(注)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株 当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額と する。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値(終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が割当日後、時価を下回る価格で普通株式の発行を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月26日から平成31年6月25日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

- 8.新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、 監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議をもって特に認める場合 はその限りではない。
 - (2) 新株予約権者の割り当てを受けたものが、会社に対してなんらかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - (3) 新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
 - (5) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めることによる。
- 9 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17 条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未 満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権の取得の申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳

割当対象者	人 数	割 当 個 数
当社従業員	222名	2,007

12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

13. 勧誘の相手先と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。

- 14. 新株予約権の取得の条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる 株式交換契約書もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権 を無償で取得することができる。
 - (2) 当社は、新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- 15. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、再編対象会社という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ、5、に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、6.に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

7. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から7. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 9. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の行使の条件
 - 8.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由および条件
 - 14.に準じて決定する。
- 16. 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

17.新株予約権の割当日

平成21年8月12日

以上